

# 平成25年度第3回 小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成25年7月24日（水）  
午後1時30分～午後3時20分  
2 場 所：小高区役所 第3会議室（2階）

## 1 開 会（地域振興課長）

## 2 地域協議会成立要件の確認

地域振興課長

- ・ 当日の委員数：15人
- ・ 出席した委員：12人（欠席委員3人）

### 【出席委員名】

島尾 清助	鈴木 敬徳	山澤 征	渡部 幸史
一條 嘉明	安部 あきこ	阿部 治幸	佐藤 良一
齋藤 幸子	福崎 隆典	岡崎 絹江	後藤 素子

以上のことから、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書第10（2）の規定に基づき、委員の過半数が出席していることにより、本協議会が成立していることを確認した。

## 3 . 会長あいさつ

島尾会長（挨拶）

## 4 . 会議録署名人の指名

議長（島尾会長）

議事録署名人として、岡崎絹江委員、鈴木敬徳委員を指名します。

（説明職員）	小高区役所長	村田 博
	小高区地域振興課長	安部 克己
	同 庶務係長	佐藤 浩一
	同 振興係主査	青田 吉彦（書記）
	危機管理課長	高野 啓二
	同 課長補佐	佐藤 克己
	同 主査	内城 弘志

## 5. 議 事

### (1) 報告事項

#### 第2回地域協議会会議録の確認について

・事前配布の会議録案について、訂正の申し出がなかったため、配付の案により議事録を承認した。

### (2) その他

#### 帰還困難区域の特別通過交通制度及び

#### 避難指示解除準備区域等における特別宿泊について

危機管理課長及び危機管理課長補佐（資料により、特別通過交通制度について説明）

岡崎委員 申請が2千件強あったそうですが、通行許可証の発行は何件していますか。

危機管理課長 約2500件の申請に対し、約1000件の交付となっています。

岡崎委員 申請したにも関わらず、通行許可証が届いていない人もいます。

危機管理課長 通過交通許可証の処理について、業者に委託しており、処理の目安としては、申請受付から10日で発行としている。

阿部委員 申請書の送付先が長崎の住所となっているのはなぜか。

危機管理課長補佐 委託先の選定をする際に、国で行った一時立ち入りの処理などの実績がある東京都内の業者を選定したが、その業者がスタッフや事務所を長崎に確保したため、長崎に送付するようになりました。

阿部委員 特別通過交通について、車の同乗者の最低年齢制限はあるか。

危機管理課長補佐 ありません。

危機管理課長 国の調査で、通過交通で受ける線量の評価をしているが、最終的には自己責任となります。

阿部委員 原子力緊急事態宣言の解除はされているのですか。

危機管理課長補佐 原子力緊急事態宣言の解除はされていません。

阿部委員 原子力緊急事態宣言が解除されていない中で、通過交通を認めたということですね。

危機管理課長補佐 はい。

福崎委員 8月の特別宿泊について、区長会とはどのような協議をしてきたのか。

危機管理課長補佐 区長会との協議の中では、インフラの復旧程度や特に西部の線量の高いところなど条件の違いはあるが、高齢者の中に、自宅へ戻りたいという意見があるということ踏まえて、一部の人のみでも実施できるようにしたほうが良いという意見がありました。

福崎委員 議会ではどのような意見がありましたか。

危機管理課長 最初に小高区の議員から意見を伺った中では、時期尚早であろう

という意見をいただきました。次に、議会全員協議会では特段意見はありませんでした。特別宿泊の前提として、被ばくリスクが少ないこと、最低限必要なインフラ復旧、防犯防火体制がありますが、被ばくリスクについて東京電力の収束が進んでいないこと、インフラについて除染が進んでいないことなどで、時期尚早という全体的な意見を参酌し、今回の結果となりました。

福崎委員 上下水道の復旧が遅れた場合は、年末に小高区の特別宿泊が実施できなくなるおそれがある。

危機管理課長 その場合には、年末の実施について検討が必要となります。

福崎委員 特別宿泊についてアンケートを実施するとあるが、いつごろ行うのか。また、アンケートは郵送で行うのか。

危機管理課長 10月を目処に考えています。郵送などアンケートの実施方法はまだ検討を詰めていません。

議長（島尾会長） 特別通過交通許可証の有効期間を3か月に限定した理由は。

危機管理課長 事業者が3ヶ月であったが、南相馬市としては、もっと延長されるよう要望してきた。関係市町村との協議の結果、期間を延長することで不正利用のおそれもあるとして、期間を3ヶ月にすることとなりました。

議長（島尾会長） 特別宿泊の前提となる上下水道の復旧は、年末ではなく、年度末が目標ではないか。

危機管理課長 水道復旧工事に伴う道路復旧は間に合わないかも知れないが、通水はできる状況になる見込みです。

議長（島尾会長） 上水道が復旧するということは、水道水は安全に飲める状況になると理解していいか。

危機管理課長 はい。

鈴木委員 担当課が見えているのでお聞きします。見守りパトロール隊の活動を行っていますが、屋外での火気使用など不適切な行為を発見しても、法的な規制が無いため、対応に苦慮している。

危機管理課長 法的な規制が無いため、地道に注意喚起をしていくしか無い。

鈴木委員 厳しく対応していかないと、今後火災等の危険がある。

議長（島尾会長） 昨年、小高区地域協議会から、市長を経由して、小高区民が避難を余儀なくされている中で、窃盗・火災の責任は国にあると意見書を出しています。

危機管理課長 意見書があったことを踏まえて、粛々と対応していきます。

議長（島尾会長） この件については終了します。

### 地域協議会委員視察研修について

庶務係長 視察研修案について、資料により説明。

議長（島尾会長） 6月に予定していた研修が、参加者が少数となったことから中止となりましたが、この研修については、延期という形でもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(視察研修について、協議)

議長(島尾会長)研修については、協議の結果、10月中の日曜・月曜とします。なお、日程等研修の詳細については、会長、副会長、事務局にお任せいただけますか。(異議なし)それでは、次回地域協議会で研修の詳細を発表することとします。

庶務係長 研修先となる小千谷市からは職員を派遣いただいていることに対し、お礼を申し上げますことから、小千谷市を研修2日目の月曜日とします。

議長(島尾会長) 地域協議会研修については終了します。

### 次回協議会開催日程(案)について

議長(島尾会長) 次回の地域協議会日程については、以下のとおりでよろしいですか。

- ・日時 平成25年8月28日(水)午後1時30分から
- ・場所 小高区役所 第3会議室

(異議なし)

### その他

地域振興課長 前回の会議で質問に対する回答を留保していました、災害危険区域内の人数世帯についての資料を配布しました。

福崎委員 議会で、東電賠償未請求者についての質問があったが、未請求者の賠償については3年で時効を迎える。

地域振興課長 裁判かADR手続きを行わない場合は3年で時効となります。

議長(島尾会長) 未請求者の時効延長についての報道記事があった。

地域振興課長 3年で時効となります。

庶務係長 7月29日(月)より、小高区役所内に東京電力賠償相談臨時窓口を設置します。

山澤委員 なぜ、今開設するのか。

庶務係長 今年4月1日の小高区役所開庁、最近になって、財産補償に向けての相談が増えてきたことから、税務証明とのリンクを取ることで相談者の利便性が高まることから、小高区役所内への設置を行うこととしました。

佐藤委員 がれき置き場や消波ブロック工事で走行するダンプが片側通行の場所を通行することで、対向車に危険が生じている。仮設信号等の対応をお願いする。

議長(島尾会長) 小高神社横の城下江井線でも、片側通行のところがあり、ダンプが通行しているので、危険である。

地域振興課長 担当課で標識設置の準備をしています。なお、仮設信号設置については検討します。

鈴木敬徳委員 村上のがれき置き場への道路が陥没したところに水が溜まっていて危険である。

6 . 閉 会

議長（島尾会長）

以上で本日の会議は終了する。（午後3時20分終了）

以上のとおり相違ありません。

会 長 島 尾 清 助

会議録署名人 岡 崎 絹 江

会議録署名人 鈴 木 敬 徳